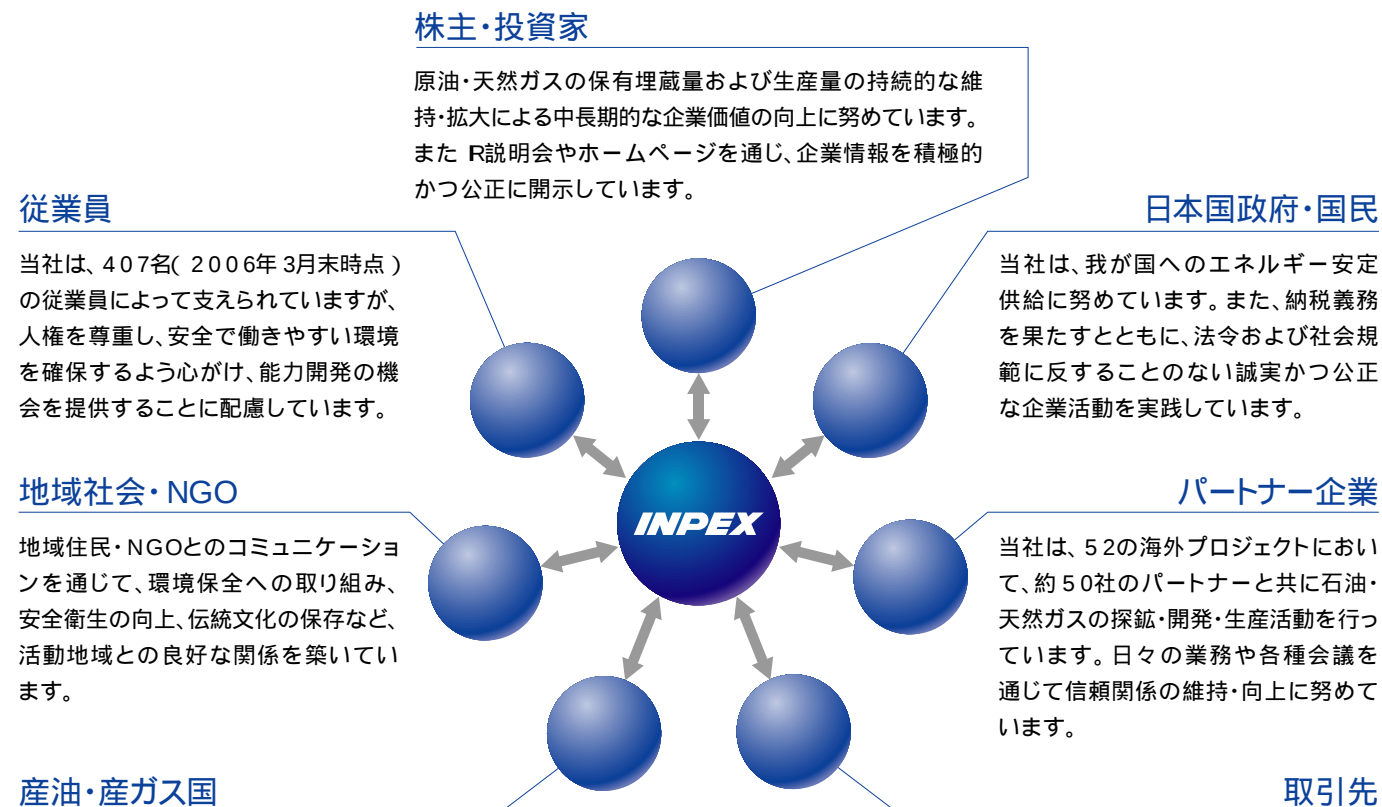


ステークホルダーとの関係

当社は様々なステークホルダーと関わり合い、世界各地で石油・ガスの探鉱・開発事業を展開しています。今後もステークホルダーとの円滑なコミュニケーションを図り、当社および社会の持続的な発展に寄与していきます。



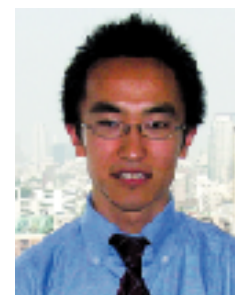
産油・産ガス国との関係



営業本部
ガス事業ユニット
シニアコーディネーター
石原 淳一

石油・天然ガス産業はインドネシアの国家歳入の20%近くを占めている重要な産業であり、私がジャカルタに駐在していたときは、当社に対する政府や地元の期待を感じました。また、当社の天然ガスは現地における発電などに使用され、同国におけるエネルギーの安定供給にも貢献しています。当社では、地域貢献にも注力しており、2001年に施行された石油・ガス法および石油開発契約に基づいて、インフラ整備、自立支援プログラムなどのコミュニティ・デベロップメント・プロジェクトを行っています。ジャカルタ事務所のマネジメント部門の人材を現地採用したり、基幹社員となる社員には日本の本社において研修をする機会を提供するなど、現地の人材活用を積極的に行っています。

取引先との関係



営業本部
石油営業ユニット
小島 正人

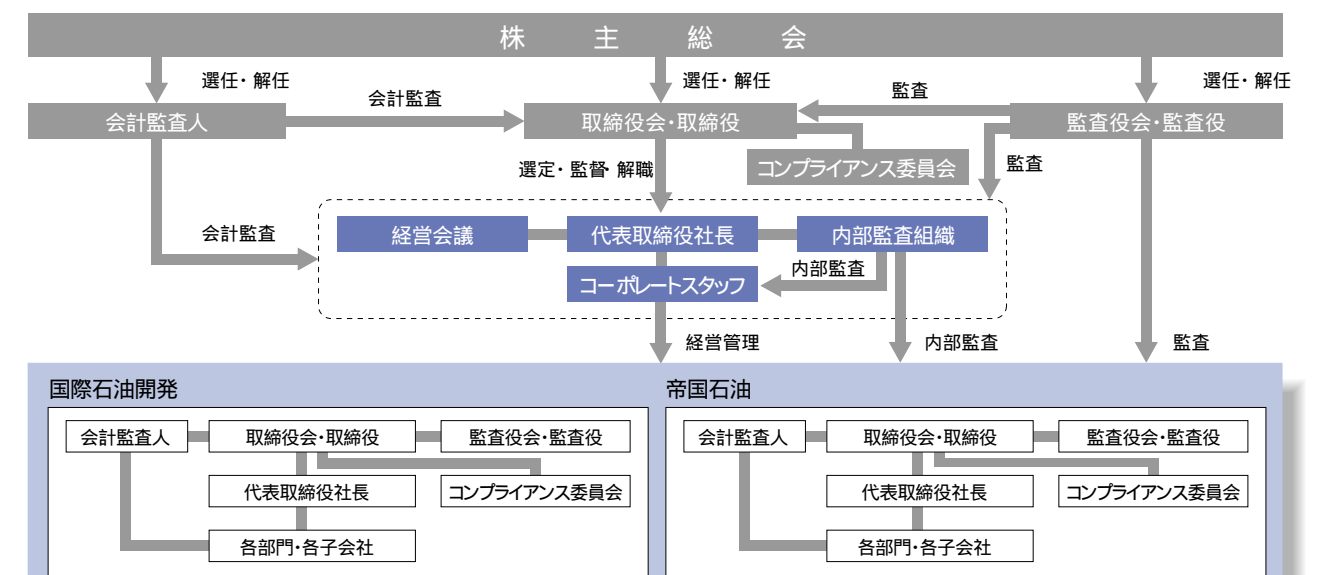
取引先である日本の石油会社や電力会社からは原油の長期的、安定的供給と共に、数量面での柔軟な対応が求められています。例えば電力会社の場合では、原子力発電所の稼働状況によって火力発電所の運転状況を調整するために石油の需要変動が起こるので、こまめな需要動向のヒアリングや船積み日の調整などが必要です。

原油の販売は非常に責任のある仕事ですが、日本のエネルギー安定供給に寄与しているというやりがいを日々感じています。

コーポレート・ガバナンス

国際石油開発帝石グループでは、長期的な企業価値を高めるため、経営の効率性と健全性の向上および経営の透明性の確保を重要な課題と認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

国際石油開発帝石ホールディングス



コーポレート・ガバナンスの状況

国際石油開発帝石ホールディングスは、当社と帝国石油が経営統合し、両社を完全子会社とする共同持株会社として設立されました。持株会社は、グループ全体の本社として、グループ全体に対する一元的なガバナンスを担っています。事業子会社の統治方法としては、各事業子会社に対する適切な株主権の行使に加えて、グループ経営管理規程、子会社経営管理基準に基づき事業子会社の経

営管理を行っています。国際石油開発帝石グループでは監査役制度を採用し、経営および取締役を監査しています。また、持株会社の内部監査部門は、グループとして一貫性のある内部監査を確保するために、グループ全体の内部監査を行い、会計監査人、監査役と適宜意見交換を行いながら、経営管理の適正化を図っています。

種類株式とコーポレート・ガバナンス

持株会社定款においては、経営上の一定の重要事項、「取締役の選解任」、「重要な資産の処分」、「定款変更」、「統合」、「資本の減少」、「解散」の決定について、株主総会または取締役会の決議に加え、甲種類株式に係る甲種類株主総会の決議が必要である旨が定められています。このうち「取締役の選解任」および「統合」については、当社普通株式について公的主体以外の、単一の株主又は単一の株主とその共同保有者の議決権割合が100分の20以上の場合に、甲種類株主総会の決議が必要となります。甲種類株主である経済産業大臣は、甲種類株式による拒否権の行使についてガイドラインを制定しています。経済産業大臣が拒否権を行使できる場合は、上記重要事項ごとに、「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき

役割に背反する形での経営が行われていく蓋然性が高いと判断される場合」、または「中核的企業として我が国向けエネルギー安定供給の効率的な実現に果たすべき役割に否定的な影響が及ぶ蓋然性が高いと判断される場合」、または「甲種類株式の議決権行使に影響を与える可能性のある場合」となっており、甲種類株式による拒否権は限定されたものとなっています。国際石油開発帝石グループとしては、当該種類株式の存在により、外資による経営支配や投機目的による敵対的買収等の危険を防止することができ、また、拒否権の対象が限定され、拒否権行使についてもガイドラインの設定がなされていることにより、当社グループの経営の効率性・柔軟性を不当に阻害しないよう透明性を高めた必要最小限の措置となっているものと考えています。

コンプライアンス

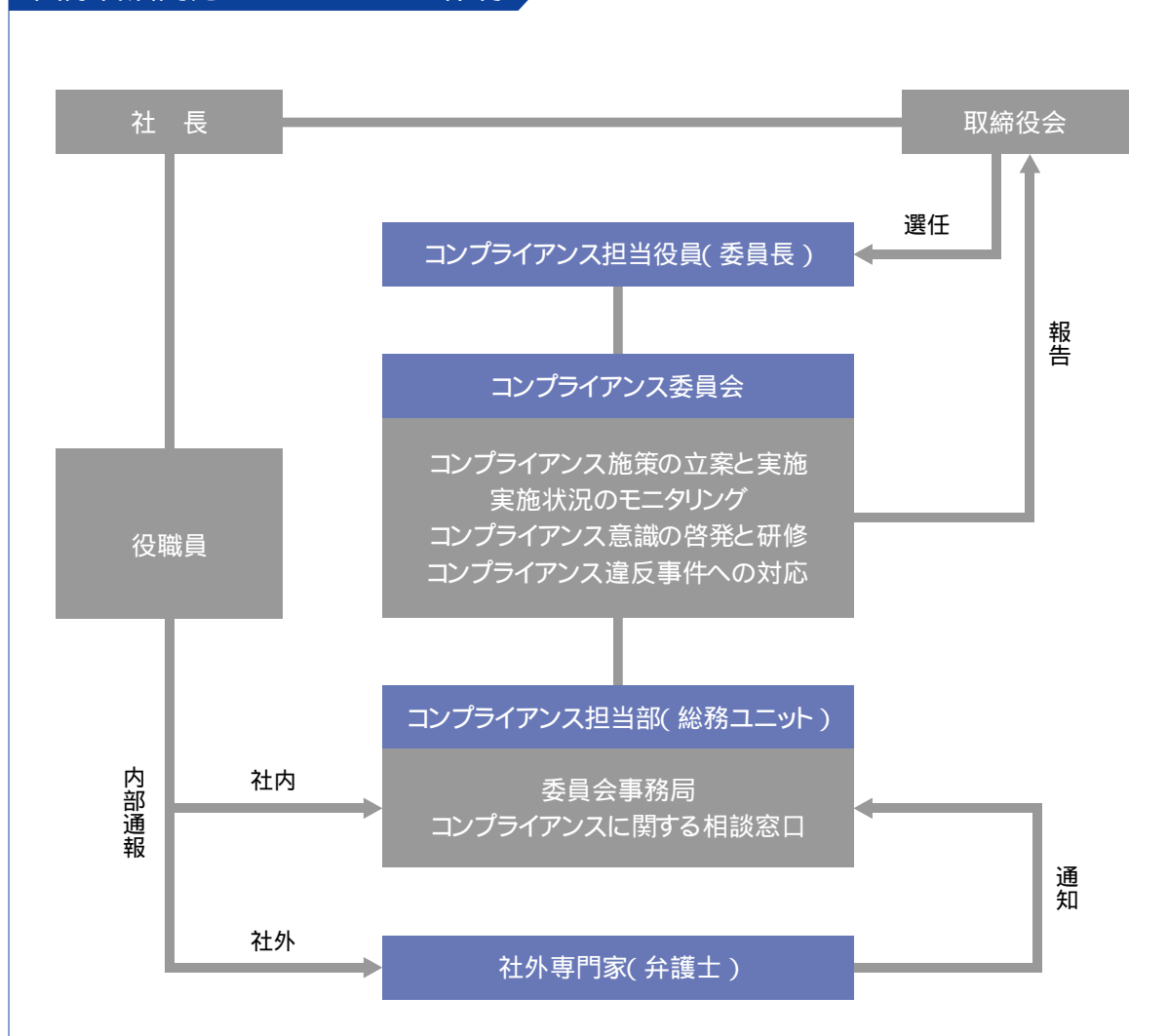
コンプライアンスの本質は、風通しの良い職場環境をつくり、問題の発生を未然に防止することにあると考えています。また、万一問題が発生した場合でも、直ちに上司または関係者に報告・連絡・相談できるような企業風土の醸成にも努めています。

コンプライアンスの徹底

企業の持続的発展は、社会からの信頼にかかっていると認識し、グループ企業行動憲章のなかでは、「すべての事業活動において、法令の遵守はもとより、社会的規範に沿った良識ある行動をとります。」と定めています。当社では、これに基づいたコンプライアンス組織規程、コンプライアンス委員会要領、内部通報(ヘルプライン)要領を制定し、コンプライアンスの統制、体制および手続き

等を定めています。コンプライアンス組織規程においては、コンプライアンスを「当社の業務遂行に関わる日本および諸外国の法令および規則ならびに当社の社内規則および行動規範の趣旨および内容を正確に理解し、これらにもとることのない誠実かつ公正な企業活動を実践すること」と定義し、その実現に努めています。

国際石油開発 コンプライアンス体制



コンプライアンス体制

当社では、コンプライアンスに関する施策の立案・実施、施策の実施状況のモニタリング、コンプライアンス意識の啓発、違反事件への対応、違反の再発防止策の策定を目的として、コンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会の委員長はコンプライアンス担当役員であり、コンプライアンス体制の責任者として、常勤取締役の中から取締役会決議により選任されます。コンプライアンス委員会のメンバーは、全事業活動がカバーされるよう配慮して構成されています。また、総務ユニットがコンプライアンス担当部局として、委員会の事務局やコンプライアンスに関する相

談の窓口業務を担います。コンプライアンス委員会は、監査役、監査役会、会計監査人および内部監査担当部門である持株会社の監査ユニットと連携して、その業務を行います。

なお、2006年4月の共同持株会社設立後は、コンプライアンスに関わるグループの基本方針や重要事項の審議、各事業会社のコンプライアンス実践状況の管理を目的として、持株会社にコンプライアンス委員会を設置し、国際石油開発帝石グループとして一貫性ある取り組みを推進しています。

内部通報制度

コンプライアンス違反行為等の事実を速やかに認識するとともに、コンプライアンスを誠実に遵守する公正な経営を実践するために内部通報制度を制定しています。その運用については「内部通報(ヘルプライン)要領」を作成し、通報の義務、事実関係の調査、通報者の保護、秘密の厳守などについて定めています。内部通報の通報先はコンプライアンス担当部局、または同部局もしくはコンプライアンス

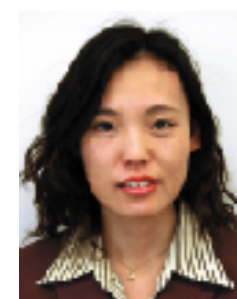
委員会が指定する弁護士とし、弁護士が通報を受けた場合は速やかに通報内容をコンプライアンス担当部局に通知するシステムになっています。通報は匿名でも行うことができるとともに、通報者に対する保護を徹底し、通報者に対する不利益の扱いが行われないように細心の注意を払っています。なお、本内部通報制度は、2006年4月施行の公益通報者保護法に準拠しています。

コンプライアンス・マニュアル

2006年1月にコンプライアンス・マニュアルを制定しました。本マニュアルは、企業行動憲章の精神を具体的行動に移すための指針となるよう、特に重要と考えられる問題に関して注意を要すると思われる事項をまとめたものです。「法令等の遵守」「人権の尊重」に始まり、「社会への貢献」の項では『発展途上国における貢献』や『関係各国における文化、社会規範の尊重』について規定しています。プロジェクトを通じて雇用機会の提供や経済開発支援などを推進し、関係各国での社会貢献に尽力することを定めています。「ビジネス倫理の尊重」では『公正な取引の確保』として、カルテル

や談合、不当な押し付け、受領拒否、支払遅延等の違法行為を行わないなど、公正なビジネスの推進について記載しています。また、『政治、行政との健全かつ正常な関係の構築』の項目では、日本および関係各国における政治、行政との透明性の高い健全かつ正常な関係を構築することを定めるなど、本邦政府および関係する諸外国との関わり方について、特に厳しい規定を設けています。コンプライアンス・マニュアル制定直後には、役職員一人ひとりのコンプライアンスに関する意識と知識のレベルの向上をはかるために、全役職員を対象として講習会を開きました。今後も継続的な研修を実施する予定です。

リーガル部門から見たコンプライアンス



総務企画本部
企画渉外・法務ユニット
法務グループ
城 美智子

な契約内容を交渉したり、産油国への対応策について法的観点から検討するほか、必要に応じて新規その他のプロジェクトにも従事しています。

法務グループは、コンプライアンス部門とは別組織として、海外プロジェクトへの新規参入時や既存の海外プロジェクト運営上における、各種契約書のドラフティング・交渉、アドバイス、海外法律情報収集を行っています。私自身は、主に担当する既存プロジェクトの中で、プロジェクト・パートナーである欧米のオイル・メジャーの弁護士とプロジェクト上の様々な法的問題について日々意見交換したり、操業上必要となる新たな

コンプライアンス部門が、既存の法律上の義務遵守を推進する役割を果たすのに対し、リーガル部門は、遵守の対象となる権利義務関係を契約の締結を通じて決定しています。また、ビジネスサイドが何らかの行動を取りたいと思ったとき、事前にそれが契約違反に当たらないかについて相談を受けることで、コンプライアンス上の問題発生を未然に防ぐという側面もあります。

リーガル担当者として最も困ることの一つが、判断を下すのに必要な情報がないまま判断を迫られることです。専門の英国法に加え、関連国内・国際法リソースの充実のほか、プロジェクト書類が見落とされことなく提示されて初めて、総合的に適切な判断を下せると言えます。この観点から、広義のコンプライアンスにもつながるリーガル業務の前提として、現在プロジェクト担当部門の裁量に任されている契約書類の管理が目下の課題と考えています。

労働安全衛生・環境保全

労働安全衛生および環境保全（HSE=Health, Safety and Environment）に対する積極的な取り組みは、石油・天然ガス開発事業活動の根幹をなす最優先項目です。

当社では、環境安全方針に則り、HSEの取り組みを強化し、持続可能な開発に貢献していきます。



環境安全方針

私たちは国際石油開発帝石ホールディングス株式会社グループに、エネルギーの安定かつ効率的な供給を実現しつつ、持続可能な開発に貢献することが当社の重要な社会的責務と考えています。その責務を果たすため、以下に定めた項目を確実に実行することを宣言し、当社に關係する全ての人々の安全を確保するとともに健康を守り、地域と地球の環境保全に努めます。

- 労働安全衛生と環境保全について、適用される全ての法令及び自主基準を遵守します。
- マネジメントシステムを適切に運用し、法令及び自主基準の遵守状況と諸活動の進捗状況を定期的に監査することにより、労働安全衛生と環境の継続的な改善に努めます。
- 潜在する危険・有害要因を事前に評価することでリスクを排除または管理し、事故・災害の発生防止に努めます。
- 省エネルギー対策を推進するとともに、環境負荷要因を事前に評価し管理することで、汚染物質の排出量削減等、環境負荷の低減に努めます。
- 緊急時対応策を定めて定時的な訓練を実施するとともに、万一の場合には被害を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な措置を講じます。
- 労働安全衛生と環境保全の取り組みのために適切な経費資源を供給します。
- 労働安全衛生と環境保全並びに交通事故防止には、従業員一人一人の自覚が大切であるとの認識のもと、これらに関する啓蒙・教育を実施します。
- 当社の業務に従事する全ての事業者に対しては、当社の環境安全方針の遵守を求め、協力して事故・災害の発生防止と環境負荷の低減に努めます。
- 当社の労働安全衛生と環境保全に関する取り組みについて情報を開示し、広く社会とのコミュニケーションを図ります。

2006年6月7日
国際石油開発帝石ホールディングス株式会社
代表取締役社長 金森 邦夫

環境安全方針

石油・天然ガスの探鉱・開発・生産においては、安全や衛生、環境に対するリスクを常に抱えています。従って、役職員や当社の業務に従事する事業者、プロジェクトを遂行する地域の安全や健康を確保すること、地域と地球の環境保全に努めることは、事業の成功のための重要な要素です。2006年4月の帝国石油との経営統合後、両社の環境保安担当部門は新企業グループのHSE活動を統一的に維持向上させるため、グループ環境安全方針について議論を重ねました。新しく制定された環境安全方針では、HSEマネジメント・システムを適切に運用することにより、HSEの継続的改善に努めることを宣言しています。そして、HSEの継続的改善のために必要なアクションとして、法令を遵守すること、事業に関わるリスクを評価し、リスクを排除または低減する措置を講じること、万が一緊急事態が発生した時のための対策を講じること等を謳っています。また、これらアクションが適切に実行されるよう、経営資源の確保や、社員一人ひとりの自覚、HSE教育の徹底、当社の業務に従事する事業者との連携、ステークホルダーとのコミュニケーションを求めています。

当社はグループ環境安全方針を準用し、HSEの取り組みを強化しています。

環境保安担当常務より



常務取締役
技術・環境保安本部長
金森 邦夫

当社のCSRにおけるHSEの位置付け 石油・天然ガスの開発を業としている当社にとって、HSEはCSRにおける重点課題の一つです。世界の多くの国において、労働安全衛生と環境に対しては厳しい法規制が定められていますが、その遵守はもちろんのこと、持続可能な開発のために何が貢献できるかを常に考えながらHSEに取り組んでいきたいと思っています。

HSEにおいて重視していること 事故や災害はあってはならないものです。一般的に、1件の大きな事故・災害の影には何千ものニアミスや軽微な事象があると言われています。つまり、重大な事故・災害が起こってしまう前に、小さな危険でも見逃さず芽を摘んでいくという日々の地道な努力が必要なのです。私は、地道な努力を支えるような、HSEに真摯に取り組む企業文化を醸成していくことが重要だと考えています。

石油開発と環境保護の両立について 石油や天然ガスという限りある資源を開発する私たちの事業は、環境と対峙する事業でもあります。私たちがオペレーターとしてプロジェクトを遂行する際には、環境に関するリスクアセスメントを実施し、世界銀行グループの環境や社会に関するガイドラインなど国際基準に則り、負の環境影響をできるだけ低減するよう努めています。環境に責任を持って事業に取り組み、環境保全に努めていきたいと思っています。

テヘランHSE担当者より



テヘラン駐在員
コーディネーター
高田 義人

環境・社会影響への考慮 アザデガンプロジェクトは、当社がオペレーターとして初めて手がける油田開発・生産プロジェクトです。当プロジェクトは、イランにおける陸上の石油開発プロジェクトとしては初めてEIA（環境および社会影響アセスメント）を実施し、イラン環境省から承認を得て推進しています。このEIAは世界銀行のガイドラインに沿って実施しています。環境面で考慮すべき主な課題としては、国連環境計画が復元に注力しているメソポタミア湿原が鉱区に隣接している地域に存在していることや、洪水のリスクへの対応などです。プロジェクトの周辺住民および近郊都市の住民に対しては公聴会を開き、情報公開と意見の交換を通じてプロジェクトへの理解を求めており、平行して現地のニーズに対応した社会貢献プランを策定中です。また、この地域はイラン・イラク戦争時に激しい戦場となっていたことから地雷や不発弾が存在しており、イラン政府の責任において除去作業が行われていますが、当社としても安全面の確保には最大限の努力をはかっています。

労働安全衛生と環境の継続的な改善を目的として、当プロジェクトに特化したHSEマネジメント・システムの構築・運用を試行錯誤しながら推進しています。HSE関連文書として、HSEとセキュリティに関する基本方針、マネジメントプランおよびマニュアルを構築し、それらを実行するために必要なより詳細な手順書、指示書、報告書フォームなどを作成しています。またコントラクターにも当社のマネジメント・システムに従ってもらうよう調整も行っています。HSEマネジメント・システムの運用には、PDCAサイクルに基づいたパフォーマンスの向上に取り組んでおり、事故発生頻度など主要パフォーマンス指標に対し定量目標を毎年設定して改善に努めています。現地では、交通事故が最大の問題となっていますが、ドライバーに対する安全運転研修や緊急時に必要となる装備品の点検、万が一のための応急手当の講習などを実施し、成果を上げています。



HSE教育

当社では、事業活動におけるHSEの継続的な改善のために、従業員一人ひとりがHSEに対して理解を深めることが重要であると考えています。これまででは、必要な知識・経験を習得する機会を持てるよう、プロジェクトごとに研修が実施されていましたが、今年度からHSEに対する基礎知識は本社にて統一された研修プログラムを実施することになりました。また、HSE導入研修は、技術系職員だけでなく事務系職員にも必須とし、環境や安全・健康について社内全体で取り組むこととしています。今後は、研修プログラムの充実を図っていきます。

環境技術

■ GTL

GTLとはGas to Liquidの略で、天然ガスを原料に化学反応により液体燃料を合成する技術のことで、狭義としてはフィッシャー・トロプシュ（FT）反応による液体燃料合成技術を意味します。エネルギー産業における環境対策の必要性が高まる中、当社では石炭、石油などに比べ環境負荷が低く、新たなエネルギー源となる次世代燃料の開発に力を入れています。2001年より3年間にわたり石油公団（現独立行政法人 石油天然ガス・金属鉱物資源機構（JOGMEC））ならびに当社を含む民間5社が共同で、7パーレル/日規模のパイロットプラントによるGTL技術（合成ガス製造技術およびFT合成技術）の開発、実証試験を行いました。今後JOGMECならびに当社を含む民間6社において、開発、実証したGTL技術を用いた数百パーレル/日規模の実証プラントによる実証研究を5年間の計画で実施していく予定です。

■ DME

DMEとはジメチルエーテルのことで、天然ガス、石炭、炭層メタンなどを原料として合成することができます。一般性状がLPGに類似しており、また煤やSO_xなどの有害物質を排出せず環境負荷が小さいため、新たなクリーンエネルギーとして注目されています。現在はスプレー用の噴射剤として生産・利用されていますが、ディーゼル自動車用燃料、燃料電池、発電用燃料、LPG代替燃料など、多くの用途に使用可能であり、未来の燃料の一つとして位置づけられています。DMEの大量・安価な製造技術開発、燃料としての商用化を目指して、2002年に当社を含む10社の企業で有限会社ディーエムイー開発を設立し、100トン/日の実証プラントによるDME直接合成技術の実証試験を実施しています。

地域での取り組み

アラブ首長国連邦(UAE)

2004年5月より国際石油開発グループとなったジャパン石油開発(JODCO)は、日本への重要な石油供給国であるUAEにて、アブダビ国営石油会社(ADNOC)とのパートナーシップにより、30年以上にわたって事業を行っています。現在、JODCOが権益を有するADMA鉱区の生産量は日本の自主開発油田として最大で

あり、これまでに累計で20億バレル以上の原油の引き取りを行っています。JODCOは、環境と教育をキーワードにUAEへの地域貢献に取り組んできました。

HSEへの取り組み

石油産業が主要産業であるUAEでは、持続可能な開発のために環境保全を最優先課題と捉えています。JODCOは、石油・ガスのゼロ・フレア化、超電導磁石による排水浄化、衛星写真による海洋油濁監視などの新技術の提供および日本の油濁事故に対する最新の危機管理システムの紹介などを通じてアブダビの環境問題の解決に貢献してきました。

ADMA鉱区はJODCO、ADNOC、英国のBP社、フランスのTOTAL社を株主とするアブダビ海上操業会社(ADMA OPCO)

とJODCO、ADNOC、米国のExxonMobil社を株主とするザクム開発会社(ZADCO)により操業されていますが、ADMA OPCO、ZADCO両社とも、ADNOCの主導するHSE行動基準(Codes of Practice)に基づき積極的に環境経営を推進しています。ADMA OPCOとZADCOは、ISO14001をそれぞれ1999年11月、2005年5月に取得しています。またADMA OPCOとZADCOは、OHSAS 18001をそれぞれ2003年8月、2005年8月に取得し、継続的な安全操業と安全管理活動に取り組んでいます。

マングローブ植林プロジェクト

JODCOでは1999年よりアブダビ市内およびZADCOの石油出荷基地であるジルク島において、環境調査と保護を推進する政府系機関であるEAD (Environment Agency Abu Dhabi) と共同でマングローブ植林プロジェクトを実施しています。砂漠性の地にマングローブを植林し緑化を推進する目的で本プロジェクトを開始しました。2001年には、ADNOCが主催する環境安全コンテストにおいて、環境の観点で特に優れた活動と認められ、応募62社中6位入賞という高い評価を得ました。

マングローブ植林事業はその後、魚の養殖と組み合わせ生態系の復元を試みる海洋生態系復元支援事業へと発展しています。水面に落ちたマングローブの葉が有機物に分解され魚の生育環境を良くし、一方、魚の糞が肥料成分としてマングローブをさらに成長させ砂漠を緑化するという生態系循環の復元を目指しています。今後も引き続き同事業を支援し、アブダビの環境に配慮した活動を推進していきます。



公文式数学教育

JODCOは、1998年から「公文式数学教育」をアブダビ首長国の小学校に導入しています。公文式は1954年に日本で考案された学習法です。アブダビの子供たちが自ら学ぶ姿勢、集中力、基礎学力を身につけることにより、UAE政府が推進する労働力の自国民化(Emiratisation)に将来的に寄与することを目的として活動を開始しました。当初361名で始まった試験的プログラムでしたが、徐々にその効果が認められ、2005年度までの8年間で延べ17,000人の生徒が公文式数学教育で学びました。当初アブダビの生徒たちは、日本や欧米で使用されているアラビア数字(いわゆる算用数字)よりもインド数字に親しんでおり、一年生の多くの生徒はアラビア数字の読み書きにも困難を覚える状態でしたが、学校の先生方の協力を得て数字を順番に唱える練習を繰り返すうちに、自分の力で問題を解けるようになっていきました。現在では全体の10%以上の生徒が自学自習で自分の学年より上の学年の問題に取り組むほどの飛躍的進歩を見せています。本事業は当初の目的を十分に達成したことから、今後の更なる展開のため、2006年秋より株式会社公文教育研究会への運営移管を予定しています。



カザフスタン

環境への取り組み

カスピ海北岸に位置するカザフスタンでは、1991年の独立以降、油田開発を原動力にして急速に経済が発展しています。なかでも北カスピ海沖合鉱区のカシャガン油田は、過去30年間で世界No.1の大きさを誇り、今後もこの規模を上回る油田は発見されないのではないかとされているほどです。当社は1998年9月に同鉱区の権益を取得しました。本プロジェクトは、1999年9月より試掘井掘削作業を行い、原油の発見に成功。現在、原油生産を2008年に開始すべく開発作業を行っています。

カザフスタンでは、経済の急成長とエネルギー産業の発展に合わせて環境に関する法規制を現在整備中です。このプロジェクトでは、現地の法規制を遵守するのはもちろんのこと、環境に対する世界トップクラスの厳しい基準を設けています。例えば、カスピ海への排水は、カスピ海上施設で利用する冷却水や水生成装置からの廃水、消火用水、坑井テスト時の水幕用の水に限定し、掘削用泥水、掘屑、船底に溜まった廃水などは一切海上に流しません。掘屑に付着した油も回収して陸上に輸送し、適切に処理後再利用しています。また、プロジェクトの海上作業中に発生した汚水については、最新の設備によって全て海上で処理し、現地の飲み水に近い質まで自主的に処理していくことも検討しています。



北カスピプロジェクト HSE担当者より



ユーラシア・中東・アフリカ事業本部
北カスピ・ユーラシアユニット
佐山 哲也

カスピ海北部は、夏は40℃、冬は-40℃という気候であり、水深2~10mの浅い掘削現場は4~5カ月間は氷に閉ざされてしまうという非常に厳しい自然環境です。貴重種であるチョウザメの生息地域でもあり、産卵期にはオペレーションをしないなど細心の注意が払われています。

現地に建設したトレーニングセンターでは、カザフスタン全土から募集した人々に対して環境保全についてはもちろんのこと、労働安全衛生についても教育を行っています。また、地元企業を活用した道路の補修・整備や、住居の建設と無償提供、医療施設の建設、学校の整備など、地域のインフラ整備のための予算を確保して、地元の方々のための活動を行っています。



EITI (Extractive Industries Transparency Initiative) ~ 腐敗との戦いと透明性の向上 ~

EITIとは、採取産業(石油・ガス・鉱山業)に伴う汚職・贈収賄などを防止し、資金の流れの透明化と説明責任を求める国際的なイニシアティブで、2002年9月に行われたヨハネスブルク・サステイナブル・サミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)で英国ブレア首相が提案したものです。この仕組みは、資源開発企業(採取産業)が資源開発国へ支払った税金やロイヤリティなどの金額とその内容、資源開発国が資源開発企業から受け取った金額とその内容をそれぞれ公表し、これについて第三者である監査法人が監査を実施、その結果をEITIレポートとして資源開発国が定期的な出版する、というものです。

このように、資金の流れに不正がないか客観的にチェックすることで資源開発国のガバナンスの向上を促し、結果的に、資源開発による収入がその国の持続的な経済発展と貧困削減に貢献するという狙いがあります。2003年6月にロンドンで開催された初めてのEITIロンファレンスにおいて、基本原則と具体的なアクションを盛り込んだステートメントが発表され、参加した各国政府、資源開発企業、国際機関、NGO等がこれに賛同しました。現在

EITIは、ガーナ、ナイジェリア、キルギスタン、東チモール、アンゴラなど約20カ国で実施されており、当社も事業を展開しているカザフスタンとアゼルバイジャンからの要請を受け両国のEITIに参加、データの開示に協力しています。当社は今後とも、資源開発国の経済発展、贈収賄防止のために協力していきます。

EITI概念図

